

東京都公報

発行
東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施(六件)……………一
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 東京都知事選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………三
- 東京都知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………三
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………三
- 公 告
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案……………四
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………四
- 都市計画の案……………四
……………(同)……………四
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………四
……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 東京都知事選挙の候補者届出書等の事前審査……………五
……………(東京都選挙管理委員会)……………五
- 東京都知事選挙における選挙長の事務を行う場所……………五
……………(同)……………五

○東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………(同)……………五

告 示

●東京都告示第七百九十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 武蔵野市、小平市及び西東京市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和二年七月六日から同年八月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七百九十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 国分寺市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和二年七月六日から同月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七百九十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 東大和市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年七月二十七日から同年八月二十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 国立市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年七月六日から同月十七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 武蔵村山市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年七月十五日から同月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 立川市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年七月六日から同年八月十一日まで

（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により、令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日とおり定められたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

令和二年六月二日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和二年六月十七日。ただし、年齢については、同年七月五日

登録を行う日 令和二年六月十七日

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二條第七項の規定により、令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和二年六月二日

東京都選挙管理委員会

放送の区分

基幹放送事業者

回数

テレビジョン放送

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

三回

ラジオ放送

株式会社ニッポン放送

一回

●東京都選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百六十一條第一項第三号（漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第九十四條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一條第三項の規定により報告があつた。

令和二年六月二日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和2年5月12日	昭島市選挙管理委員会	アキシマエンス体育館	昭島市つつじが丘三丁目3番15号
令和2年5月13日	豊島区選挙管理委員会	としま区民センター	豊島区東池袋一丁目20番10号

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
追加する部分
東京都市計画都市再生特別地区(東池袋一丁目地区)
豊島区東池袋一丁目地内
二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び豊島区役所
三 縦覧期間
公告の日から二週間
四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類
町田都市計画区域区分
市街化区域
追加する部分
町田市小山町字二十二号、字三十四号及び字三十九号並びに相原町字根岸及び字川島各地内
削除する部分
相模原市中央区宮下本町三丁目並びに緑区東橋本四丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、町屋二丁目、町屋三丁目及び広田各地内
二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)並びに町田市役所及び相模原市役所
三 縦覧期間
公告の日から二週間
四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

(平成九年法律第四十九号)第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 氏名 榎本 孝
二 住所 北区中十条二丁目十三番六号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年六月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
ダイワロイネットホテル東京有明
二 店舗所在地
江東区有明三丁目七番三号

<p>三 設置者名 エムエル・エステート株式会社 港区虎ノ門一丁目二番六号</p>	<p>四 設置者住所 芳野 秀俊</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 石山 博英</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 令和二年四月一日</p>	<p>七 変更日 令和二年五月七日</p>	<p>八 届出日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>九 縦覧場所 令和二年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十二 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十三 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十四 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十五 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十六 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十七 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十八 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>十九 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十一 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十二 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十三 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十四 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十五 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十六 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十七 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十八 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>二十九 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>	<p>三十 縦覧時間 株式会社池袋ショッピングパーク Bブロック 豊島区南池袋二丁目二十九番一号 株式会社池袋ショッピングパーク 豊島区東池袋二丁目五番六号</p>
<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社バルグループホールディングスほか一名</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区北浜三丁目五番二十九号(株式会社バル)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区道修町三丁目六番一号(株式会社バルグループホールディングス)ほか</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 松尾 勇(株式会社バル)</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 井上 隆太(株式会社バルグループホールディングス)</p>	<p>十四 変更日 令和二年三月一日ほか</p>	<p>十五 届出日 令和二年五月八日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 縦覧期間 令和二年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十九 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十一 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十二 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十三 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十四 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十五 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十六 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>二十七 縦覧時間 令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>
<p>日時 令和二年六月三日から同月五日までの午前九時から午後五時まで</p>	<p>場所 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>東京都知事選挙における選挙長の事務を行う場所について</p>	<p>令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>令和二年六月十八日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇四会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>同日十九日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階</p>	<p>東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について</p>	<p>令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>令和二年六月十八日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>同日十九日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階</p>	<p>東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について</p>	<p>令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>令和二年六月十八日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>同日十九日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階</p>	<p>東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について</p>	<p>令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>令和二年六月十八日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>同日十九日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階</p>	<p>東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について</p>	<p>令和二年七月五日執行予定の東京都知事選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。</p>	<p>令和二年六月二日 東京都選挙管理委員会</p>	<p>令和二年六月十八日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>同日十九日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階</p>	<p>東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について</p>

局 新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第一本庁
舎北塔三十三階

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

